

次に、議席1番、濱野健司君。

〔1番 濱野健司君登壇〕

○1番（濱野健司君） 議長の命を受けまして、一般質問をさせていただきます。議会ナンバー1番、濱野健司です。よろしくお願いします。

私からは、3つの項目について質問させていただきたいと思います。1つ目が、期末手当の加算給についてでございます。こちらは町長の期末手当の加算給が復活したが、町長はどのようにお考えかお聞きしたいと思います。これは、前回の一般質問において時間配分を失敗してしまい、今回町長が新たに答えを用意していた経緯を聞きましたので、もう一度質問させていただきたいと思いました。

2つ目の項目ですが、保育所の入退所の基準についてでございます。こちらは育児休業中の入所についてでございます。こちらの質問については、先ほどの内海議員の質問の中でもございましたので、私のほうから、できれば隣の自治体において申請により第2子出産のときに第1子を継続して入れることができるということがこの町でも可能かどうかという点を踏まえてお答えいただければありがたいと思います。

3つ目の項目ですが、出前講座についてです。こちら出前講座の実施について、当町は何かお考えがありますでしょうか。ぜひそれをお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（木村信一君） ただいまの質問の1項目に対する答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

〔町長 野村康雄君登壇〕

○町長（野村康雄君） 濱野健司議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

町長の期末手当の加算給が復活したが、町長はどのようにお考えかと、こういうことでありますけれども、念のため町長だけ復活したのではありませんでして、全職員復活をいたしました。6月の定例会で総務部長からお答えしてあると思うのですが、行政改革を推進するということで、境町では5年間、当時報酬については、町長の報酬は1割減額していたのですが、そのときにさらに3割減額しました。これは条例改正をしてしまったものですから、そのままずっと来ています。したがって、茨城県で一番安い町長という境町、議長もそうなのですから、そのときに改正をしたままになっているのです。よその市町村は年数を決めて、その期間をやっていたのですけれども、境はそういう方法でやっていたから、いまだにずっとそのままです。そういう例が1つ。

それと、役職加算につきましては、これは当時職員が289名おりました。これを行政改革の一環として、どうしても50名は減らしたいと。それでないと、これからの行政運営について差しさわりが出るおそれがあるということで、50名減額計画を立てました。そのときに、もちろん町長、三役の報酬は3割、2割減らしまして、職員の皆さんにもボーナスのときに加算されていた役職の加算の分の賞与、これたしか当時で年間4,000万ぐらいだったと思います。これを5年間凍結して、支払いませんよということで、5年間その条例を凍結するという可決をさせていただきました。それで、ことしの3月い

っぱいで、現実的には289名から228名の正職員になっています。実質的には61名減っています。これは、ことしは臨時雇用対策で国のほうの費用を使って臨時職員を12名ほど採用していますので、それは全部国から来る費用でありますので、それでカバーをするということで、228名で今やらせていただいております。それと同時に、その5年間凍結した分はもとに戻しましょうということで、もとに戻したということでもあります。当然私も常勤で毎日来ていますから、同じように戻らせていただいたと。金額云々はともかくとして、戻らせていただいたと、こういうことでございます。

したがいまして、その辺のところは職員の皆さんも5年間我慢をしていただいたということと、三役の場合は、そのほかに3割、2割の報酬カットをやったままであります。そこへ役職加算が3%ぐらいでしたっけ、総額で。多分金額にすると10万ぐらいだと思います。そういうものはもとに戻したということでございますので、決して特別にどうのという意識はありません。したがいまして、これは皆さんもご理解をいただけるものと、このように確信をしているところであります。

以上でございます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

濱野健司君。

○1番（濱野健司君） 金額は云々ということでしたので、それはさておき、私たち議員はその報酬を加算することを今回拒否しましたが、その点について町はどう思われているのか、ぜひお聞かせくださればありがたいです。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 議員さんは予算編成のときに、1年間さらに凍結したいと、こういうご希望でございましたので、町としてはありがたくお受けをさせていただきました。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 質問ありますか。

濱野健司君。

○1番（濱野健司君） 少し私の考えが強くなってきてしまう部分はあるかと思いますが、僕がこの質問において町長ということを出してやっているのはなぜかと申し上げますと、私たち議員ですとか町長さんは、選挙においてこの立場を選んでやらせていただいているようなところがあると私は思っております。そんな中、やはり今までの経緯を、ベテランの議員さんのアドバイスいただいたり、私自身でいろいろ調べてまいりますと、今まで町が削減に努力をするという局面では、議員も同じように努力をしてきたなどということも私自身は感じておりますし、考えられます。そういうことから考えますと、例えば議員と、もし町長さんがその受け取りをしないことで、より町民に私たちが削減に努めているのではないかと。そして、議員と町が一体化してそれに努めているのではないかとという意思表示にもなりますし、私個人的にはそのような思いでこれからもやっていきたいと思っております。

そのような意見で、この質問については終わりたいと思います。

○議長（木村信一君） これで1項についての質問を終わります。

次に、2項目に対する答弁を求めます。民生部長。

〔民生部長 鈴木 孝君登壇〕

○民生部長（鈴木 孝君） 続きまして、育児休業中の入所の基準についてのご質問にお答えをいたします。

育児休業中の入所についてでございますが、保育所のあり方、運営方法等につきましては、児童福祉法及び通達等で規定をされておりまして、自治体では国が示す準則にのっとり、保育の実施に関する条例及び同施行規則等を定めておりまして、運営方法等の大枠が自治体によって大きく変わるといったことはないというふうに考えております。

第2子出産による育児休業中の第1子の対処については、この法令等に基づいた原則的ルールでございまして、第3子の場合、就学前の年長の場合などは継続入所をさせていいということになっております。当町においても、育児休業中であっても機械的に退所させるということではなく、それぞれの家庭の事情に合わせた方法を話し合いながら決めてきたということでございます。ご理解をいただきたいと存じます。

内海議員さんのご質問にお答えいたしましたけれども、今後町内の4保育所の協議の場を設けて、時代の要請に合いました子育て支援の要請に合った保育のあり方等について検討させていただきまして、よりよき方針を立てていきたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

濱野健司君。

○1番（濱野健司君） 内海さんのたしか質問の中の答弁で、ケースによってはそのまま当町でも入られる場合が考えられるとおっしゃいましたが、現時点で、今まででそういう経過はどれぐらいあったのですか、近年。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

民生部長。

○民生部長（鈴木 孝君） ご質問にお答えをいたします。

件数のほうは、ちょっと今ご報告できないのですが、家庭の事情等によりまして、育児休業中であっても、第2子出産をしましたが、家庭の事情、例えばお子さんが病気であったり、あるいは家庭内で介護の問題を抱えていたり、いろいろな問題がある場合は、そのまま継続入所という手続を進めることもございます。その辺は答弁にもありましたように、それぞれの家庭の実情に合った方法を、こちらでいろいろなメニューを用意しまして選択していただくというようなことで進めさせていただいておりました。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

濱野健司君。

○1番（濱野健司君） この点につきまして、私の知るところだと、非常に続けてそのまま入所をしたままというのはすごく難しいと私自身は感じておりますし、なかなか件数もなかったと思います。そんな中、隣町の自治体では、やはりその申請をする方が非常に多く、10年前からその制度を取り入れてやっているという話を聞きました。そんな中で、私どうしても世代が近いもので、その年代の方でゆとりを持って子育てしているような状況というのはなかなかないと思います。そんな中、私自身今までの一般質問において父子家庭ですとかいろんなものを、町独自としての取り組みというものをテーマに提案させていただきました。私の希望ではございますけれども、そういう近くに例があったりして、もし町がほかの幼稚園ですとか保育園との話の場などを設けて、いい方向に進むのであれば、町独自でそういう、少なくとも何か子育てをする環境がしやすくなるのであれば、その世代もどんどんふえてくる傾向はあると思いますし、ひとつその辺を考えて、よろしく願いいたします。

○議長（木村信一君） 答弁を求めますか。

○1番（濱野健司君） できれば。

○議長（木村信一君） 質問に対し、答弁を求めます。

民生部長。

○民生部長（鈴木 孝君） 内海議員さんの答弁でも触れましたけれども、例えば町内の保育所は、町立保育所が2つ、それから民間の認可保育所が2つございまして、町立保育所の場合は国の費用は使わずに、町の単独の財源を使って運営しております。認可保育所の場合は国の金を使って保育を運営しております、その場合先ほど言いましたように児童福祉法の枠を超えて、例えば継続入所をさせた場合、その費用を本来使うべき使い方とは違った使い方をしてしまうということで対応できない、そのような事情がございます。

仮に、では認可保育所はそのまま、町立保育所だけ継続入所を機械的に進めてしまうということになると、それは児童福祉法では問題ございませんけれども、趣旨等は逸脱するかもしれませんが、金銭的な使い方については問題ありませんが、しかし今度は民間の認可保育所の経営を圧迫するとか、いろいろな問題があると。そういうことから、以前に協議の場を設けてルールを決めた。そのような経過があるということで私も報告を受けておまして、その辺のところをこれから協議をさせていただいて、子育て支援に大きくシフトしている、時代の要請に合った対策をこれから検討させていただきたい、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

濱野健司君。

○1番（濱野健司君） 誠意あるご答弁ありがとうございます。

1つ何かをすると、1つ不公平が生まれてしまうというようなことはございます。確かにそれは私自身も感じておりまして、例えば続けて保育園に入るということは、子供が母親と一緒にいたいときに入れるということにもなってしまって、子供にはもしかしたら大変なことになるかもしれないし、そういう思いもある中で、なかなか母親、出産をするというのは大変なものです。そして、そこに何か権利ではないですけども、そういう考える場、国がこうだからこうだというよりは、町として何か少し判断の基準といいますか、そういう権利を与えるようなことができれば、母親としての心のゆとりといいますか、少しはできるのではないかと思いますので、重々ご検討よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（木村信一君） これで2項目についての質問を終わります。

次に、3項目に対する答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 齊藤 進君登壇〕

○総務部長（齊藤 進君） それでは、私から濱野議員のご質問に対し、お答えを申し上げます。

出前講座についてのご質問でございます。出前講座の実施についてでございますが、出前講座はそれぞれの町民の方々の要請に沿いまして、職員等を講師として派遣をし、開講をされているものでございます。茨城県におきましても、県政出前講座メニューということで10分野、分野を10に分けまして、講座が213の講座で現在実施をしているというふうなことでございます。一方、古河市におきましても7ジャンル、36のテーマに講座を設けまして、職員がお伺いをしてわかりやすく説明をして、古河の市政に対する理解や関心を深めるため実施をしていると、こういうことでございます。

境町におきましては、出前講座等の名称、あるいは位置づけ、こういったものはございませんが、類似するものとして一例を挙げさせていただきますと、例えばごみの分別について、行政区等の要望によりまして、私どもの生活安全課の職員がそれぞれの公民館やら集会所にお伺いをして説明会、こういったものを実施をしているというのが非常に似た事例であろうというふうに思っております。また、教育委員会の生涯学習課が所管をいたしますところの「さかいの町民講師」という、いわば各分野ですぐれた知識や技術を有する町民の方を指導者として登録する制度がございまして、指導を受けようとする方の申請によりまして指導者の派遣を行ってきていると、こういうことでございます。

今後につきましては、これらの実施状況、本町で取り組んでいる実施状況を詳しく検証するとともに、行政全般にわたる町民と協働のまちづくり、こういったものを推進をしていく上では大変意義深いものだというふうに考えておるところでございますので、早急に具体的な検討をさせていただきたい、このようにも考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

濱野健司君。

○1番(濱野健司君) 先ほどのごみの問題等でお話をしに行くという話ありましたけれども、例えば先ほど飯田議員さんの質問の中でも保険が変わっていたりですとか、介護の関係ですとか、子育て支援もそうですけれども、いろんな部分で法の改正や、体制が変わりつつあると思います。そんな中、例えばこの近年の例で挙げますと、ごみ以外のことで町の方と懇談をしたというのは、どれぐらいの頻度、回数あるのですか。最近そういうものがあったというのとは何か。

○議長(木村信一君) 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長(齊藤 進君) お答えいたします。

具体的な数字については、総務課のほうでは現在把握はしてございませんが、ただ行政区からの、いわゆる町長との行政懇談会、こういったことにつきましては正式に町長あてに文書が参りますので、総務課のほうでは把握はしてございますが、それ以外のところについては、まだ総務課のほうとしては把握はしてございません。すべて把握するように、今後努めたいと思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

○議長(木村信一君) 答弁に対し、質問ありますか。

濱野健司君。

○1番(濱野健司君) では、行政懇談会のほうはどれぐらいの頻度でやられているのですか。

○議長(木村信一君) 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長(齊藤 進君) これから詳しく、現在のところ数字のほう持ち合わせておりませんので、それと行政区と団体ですね、いわば商工会とか工業団地協議会とか、そういったものもございまして、その実績につきましては早急に私、うちのほうの総務課でまとめたいと思っております。毎年地区で実施をしているのは、静地区がございまして。これは年に1度、齊藤政一議員が代表区長ということでございまして、毎年静地区については恒例で実施をしているということでございまして。数字につきましては、そういったことで今調査をいたしますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

○議長(木村信一君) 答弁に対し、質問ありますか。

濱野健司君。

○1番(濱野健司君) 頻繁に町民とそういう場を設けるのが、この時代の流れですとなかなか難しいのではないかと私自身は感じております。といいますのは、やっぱり人数の問題ですとか団体さんですとか、そういう何かの会に入っていたり、何かそういう催しをして手紙を出さないと、なかなかそういう場というのは設けづらい。当町の中で、やはりこの108ページにも書いてありますように、住民の意見をこれ以上に反映させという部分ですとか、行政の部分で、例えばこの中では手紙の配布、「広報さかい」、「広報さかい」のお知らせ版、そしてホームページと。例えば、例を挙げたこの4

つの中でも、これを扱えない人の割合と申しますか、これでやりとりをできない人の割合、そしてまた少子高齢化の中でなかなか回数、役場に来られることもできない方も多くいると思います。そんな中、もしこのような出前講座のような窓口というものがあれば、少なくとも若い人の一部の何人かですとか、もっともっとそういう機会が欲しいという人は、私自身は最近いると思います。

といいますのも、平成17年3月ぐらいから、なかなかこのふれあい懇談会ですとか、まちづくりのほうですとかがなくなったという話が先ほど出ましたけれども、最近では政権交代によるものですか、あとは地方の某知事さんたちのメディアによるもの、また最近私自身が痛烈に覚えているのはヒゲ市長さんでしたっけ、などの活躍を感じていると。もうちょっと町と住民との差を埋めるためにも、そういう出前講座のようなものがあれば、これは適したものになってくるのではないかと思いますし、先ほど総務部長から早急に検討して行ってという話をいただきましたので、その辺を踏まえて、若い人であろうと年配の方であろうとホームページを使えない人であろうと、いろんな人がいらっしやると思いますけれども、こういう機会を持つことでどんどん話ができると思いますので、その辺をどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） お答えをさせていただきます。

出前講座というのは、五、六年前、どこの市町村でもかなり流行になったことがあります。ところが、何でやめたかという、だんだん、だんだん人が集まらないのですね、実際申し上げまして。私初めて町長になったときに行政懇談会、各行政区ごとに全部総務課で企画してやってまいりました。1年目はすごくいい評価を得たのです。その後合併問題が起きまして、合併の問題では各行政区ごとに全部説明会を開催させていただいたことがあります。先ほど何で2回目やめたかといいますと、窓口での、毎週火曜日は直接懇談の日とつくって広報で毎週流していたのですが、年に2人か3人。それも本当に住民の真摯な意見を聞く人だけでは必ずしもない、そういうこともあることも含めて、これ必要なかということで、最終的にはやめてしまった経緯があります。

それと、区長会、毎年かわるたびに私行政懇談会、行政区でやっていただけたところはぜひお願ひしますと。町はどんどん出向いていきますので、開催をしてくださいというお願ひをさせていただいています。静地区は議員さんいらっしやいますけれども、議員さんがなったころからそういう習慣と申しますか、毎年町と話し合う機会をつくるのだということありますので、20人ぐらいでしょうか、毎年集まって懇談会をやらせていただいています。さらに、去年は西泉田でしたでしょうか、区長さんから話があつて懇談会やらせていただいたのと、各種団体は結構ぜひということをやっているのですけれども、行政区単位となりますとなかなか集まらないという現実がありまして、区長さんのほうがやろうとしても、なかなか骨折れてしまうという現実もあるようでございます。

それと、町長への手紙というのを、これ毎年広報へ載せさせていただいています。それと、ホーム

ページでもご意見をどんどんお寄せくださいということで載せさせていただいていますけれども、そうですね、3年ぐらい前までは結構いろんな意見が来たのですけれども、これうちのほうは10日以内に全部回答させていただいて、処置できることは全部処置させていただいていますから、最近はそのことを言っただけで件数がめっきり減ってきたというふうな気がいたします。

それと、さっきの介護保険の問題とか、いろんな問題、説明不足ということもあるのではないかと、いうことでありますけれども、介護保険でもそうですし、今言っていた保育所のことでもそうなので、すけれども、人間なかなか当事者になってみないと関心を持っていただけないというのが、これ実態なのですね。ですから、そういう方たちだけが集まって勉強会みたいな形でしたら非常に意義があるのかと思うのですけれども、それ以外のやっぱり介護でみんなといってもなかなか集まっていられなかつたり、何でこんなことをやるのだということにもなってしまう傾向もあります。介護なんかにつきましてもそうだと思うのですけれども、正直言って私の自宅へ、私自宅にいたことないのですけれども、「直接ファミリー境へ入れてもらいたいと思って行ったらだめだった。どうしてくれるのだ」というような意見は、正直言って年に一、二回必ずあるのです。手続上、あれ介護保険の認定受けないと入れないものですから、こういう手続をやってくださいよと言ってもなかなかわかっていただけない部分も正直言ってあるのです。でも、そこはできるだけ丁寧に説明して、あとは役場のこういう係へ行ってくださいと言ってお願いをするのですけれども、いざなると関心は持ちますけれども、それでない限りはなかなか関心を持っていただけない部分があると。今の保育園でもそうなのですけれども、これは保育園の件はもう私前から指示してありますので、善処するように必ずいたします。

そういう方向でこれからも、議員さんも意見があったらどんどん、議員さんというのは住民の意見を代行して町へ伝えることも仕事でありますから、どうするのだでなくて、住民の意見はこうですよ、町でもこうしたらどうですかというふうなことを積極的にやっぱり活動していただくことが、特に濱野議員さん若いですから、これから大切なのではないかと、このように考えておりますので、一言余計だったかもしれませんが、答弁にさせていただきます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

濱野健司君。

○1番（濱野健司君） 答弁ありがとうございます。

私この立場になって1年たつことができましたが、この立場になりましてから、足の不自由な方ですとか、あとは最近ですと特に多いのが8月から父子家庭のほうは母子家庭と同じような手当を受けられる中で、それについて詳しく一緒に役場に行ってほしいという件ですとか、そういう形で僕、町民の皆さんと何度も足を運んだ経緯がございます。恐らく家族の組織として、なかなか隣同士の家ですとか、そういうコミュニティーをつくるのはすごく難しい話かもしれないのですけれども、やはりそういう窓口があったりすることで、特にインターネット上ですと、そういうわからない疑問を自分たちが話し合っただけという機会は結構起こることなのですよ。ですから、例えばそういう何かきっかけが

あると、そういう人たちが、では集まってやろうか。または、では福祉でしたら福祉をこういう予定にやってみますか的な、テストかもしれないですけども、そういうことがあれば必ず、これからどんどん法が変わったり状況が変わったりしてきますと、皆さん助けが欲しい部分が出てきますし、ぜひ検討していただいて、この質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（木村信一君）　これで濱野健司君の一般質問を終わります。